第二 節 環境 の保全と創

後 きなイ そのような時 玉 従来 の 0 に混乱の 動きと並 ン 0 公害対策と自 屯 クトをもたらし 期 行して、 災害廃棄物 まさに条例制 兵庫 「然保護とい た から 原に 阪神 っ フ 定目並 おい う領域を超えた環境行政上の 口 蕳 前 ても、 ン に起きた阪神・ ガス 淡路島などの 環境の保全と創造に関する条例の制定に向けた作業が行わ П [収作業が行われたことは特筆に値する。 市 淡路大震災は、 町 は、 課題に対応するため、 膨大な災害廃棄物 公害対策・環境保護行政 0 処理 環境基本法を制定した 他方、 に 追 わ アスベ れ 0 分野でも大 た。 ス 震災直 た



膨大な災害廃棄物 (朝日新聞社提供)

建設され (例えば、 気汚染防止法の改正につながっ た神 神戸空港の建設や、 戸 ,市灘区の石炭火力発電所は、 須磨多 た。 が聞線 震災からの 0 都 市 計 環境 画 [決定) 復興過程で行われた公共事業 の 影響も大きく、 や 震災復興 を旗 市 钔 民

有廃棄物対策まで十分に手が回らなかったことは、

その後の教訓となり、

大

写真 181 応か められた。 れ 反対運動を引き起こした。 震災後、 5 また、 前 環 制定作業が 予防さらに 境影響評 争 価 は環境創造型の環境行政 に 断 関する条例 て 11 た環境の 制定されるなど、 保全と創造に関する条例 の 転換を目指す 公害

の

事

後

が

制

定さ

0

取

組

が 的

進 放

定された。

環境改善の ては、 ゼ ル自動車等運行規制 従来からの課題である、 阪神間 ため では道路 ₀ 取組として、 公害訴訟が提起され、 (十五年導入、 瀬 戸 環境ロードプライシング試行 内海の水質汚濁や道路公害への対処のための取組が強化された。 十六年規制開始) 道路管理者の責任を認める判決も下された。 等の先駆的な取組が行われた。 (平成十三 (二〇〇一) 年)、 県条例によるデ 兵庫 「県では、 後者に 沿道 つい

然保護 野生生物保護の取組が強化された。 特に、 森林管理や、 野生動物の保護管理のための 計 画が策

震災復興と災害 廃棄物の処理 創造的復興と新しい環境行政 阪神 淡路大震災は、

公害・

環境行政にも大きな爪痕を残した。

発災後に、

被災した県民

や

県・市町行政がまず直 面 したのは、 災害廃棄物問題であった。 道路 鉄道・港湾 ・電柱といったインフラなど 大震災は、 家屋、 工場

写真 182 ゴミ処理場へ向かう ラックの列 (朝日新聞社 提供) 設関係 発生量は平成七年六月三十日時点の集計で、 を破壊し、 事業場や、 四 五 ○万トン 膨大な災害廃棄物を発生させた。

(一七六〇万立方メー

トル)、

公共

公益

施

災害廃棄物

住宅建築関係

合計で、二〇〇〇万トン(二一一〇万立方メートル)に上った。 公団・公社・公営住宅等七○万トン(五○万立方メートル)、 (道路・鉄道等)四八〇万トン(三〇〇万立方メートル)、

このような災害廃棄物を処理することが、 震災復興 へに向 けた第 歩 つであ っ

し尿とごみの処理

管が被害を受けていたため、 地 確 L とごみ処理であった。 で五台 保 か 行政としてまず優先 バ 丰 郊外区で一 水道が ユ 1 Δ 普及して 力 九台の 1 被災地 して 0 確 みであっ 取 保 11 たため 水洗 域 ŋ に 組 のう 手 た。 間 } む 必要が |ち神| ネ 取 に レ つ 兵 自治: が 戸 た 庫 市 あ 使用 県に 神戸 体に P つ 阪 た できず、 神間 お お 市 0 (V 0 は 61 当 て て 0 蒔 Þ 自治 避 仮設 し尿処理を行うことに慣れておらず、 の 難 1 仮設 生 体 トイ 1 活者 は下 レ 1 の レ -水道普克 イ 水洗化率 0 を設置することが緊急の レ 衛 の 生 設置 環境 及率 は 九七% に が 0 つ 高 確 c V 保 で、 61 て 地 各 とり バ 域 市 丰 であ に ユ ゎ 課題となっ 1 仮設 支援を行 け、 つ Δ た 力 L 1 尿 は うな 水道 レ た。 忟 市 策 0 街



写真 183 他県からの応援による仮設トイレし 尿収集(静岡県環境整備事業協同組 合提供)

他

市

町

事

務

組

台

に

焼却

の

応援を求め

た

その

焼

却

量

は

万一六二〇ト

ンに

上った。

搬等についても、 要請、 どの け 涌 市 常 た Ŧī. でごみ収 施設 を行 対応をとっ Ŧī. 0 台 収集体制 いった。 は に に及んだ。 集 な か が た。 ごみの 開 つ に 復帰、 たが、 始 三六の 他方、 バ され 処 丰 したの 理に ユ た ごみ 市 み焼 1 は 町 つい Δ L 却 処 力 が か 応援 施 理 ては、 1 月 施設 設 0 確保 0 末のことであっ 0 交通 出 発災一 仮 に |動を行 に 復 つ 事 つ 旧 61 情 日 1 が 7 が悪 済 は 後 ても県内 13 む 0 か た。 出 ま 致 つ 命 動 で たことも 岩台数 ごみ 芾 0 的 月 7 虰 な Ó 被害 九日 は に 延 応 収 几 あ を受 集運 に各 べ 几 援 四 0 0

541

がれき対策

壊 玉 れ L が災害廃棄物とみなされ、 0 に対 を建 所 て の 震災により お (J 物 そ た とり 0 れ 国 解 建物解体及びがれ が は 倒壊 b ある 体は け 費 建 費用負担につい 所有者の した建物等が 用 物 の半 が多く残されてい -額を補る 責任 収集 助)。 道路をふさぎ、 であるとされ、 運 ての既存の 搬 しかし、 処分につい た。 当時、 被災者らが緊急の出費を行うことは困 ル 解体後 ールであった。 復 顚 ては 0) が 妨 0 れ き処理の が 市 げとなっ れ 町 きを、 村 それまでは、 が の て 担当するとされてい 障害となっ 廃棄物として市 c V たり、 てい 災害によって全壊した建物 発災後相 た 前 0 難 た。 当の 村 は であ が 処理 他方、 時 が り、 間 れ するもの き が 県と市 た 0 部 加 つ 7 理 が b



自衛隊による災害廃棄物の処理 写真 184 戸市提供)

た。

また、

自衛隊、

P

市

町

の行うが

れき等の

処理に協力することとなった。

生 1

0

公費による処理申請

の受付が

開始された。

申請受付開始翌日の

月三十

月二十八日に公費による処理

方針が決定された後、

神

戸

市等で倒壊家屋

き撤去に係る財政支援や自衛隊の協力等を求めた。 す 省 ル 7 7 よる被害が甚大であり、都 e V 環境整備課長通知 とは異なる特別 る、②国 11 てし。 るとい なお、 は解体費用も含め処理費用 、う特別 ح の の の措置を講ずることとした 特別措置 「兵庫県南部地 事 情 に 市 鑑み、 は 機能 東 が 震 日本大震災の (1) 麻痺し社会的・経済的 損壊 に の半 おけるが した家屋等を市 額を補助する、 際 (平成七年一月二十八日 要請を受けた国 れ 0 解 き等の災害廃棄物 体 費 とい 影響 用 町 補 村 助 う従 が大きく が の は、 解 先例 前 体 0 震災に 0 とな 処 付 町 加 だけ 責任 淳 な 損 理 ル は 理 壊

つ

倒

(ひょうご環境創造協会提

議会の中に設置した。 市 置 兵 日 き場や 庫 と阪 に 県 は 神 申 が 蕳 処 事 請 ||六市 分場 務局 数 がが に ح つ の な 万 搬 (V つ が件に達 ては、 几 た。 出を完了 月十 玉 几 玉 L 県 日 県 県は、 Ō 八年 市 処 関 町 度中 係市 理を円滑に は 各 市 で構成す に お 最終処分するとい の お 処 む 理 進めるため、 ね平 訐 る 画 成七年度中 倒 の 壊家 全体処理 う方針を定め 屋 「災害廃棄物処理推 処 に 理 訐 がれき等の災害廃棄 画である 推 進 部 会 た。 を災害 兵庫県災害 特 進協議会」 に 解 |廃棄物 物 体 戸 0 廃棄物処 数 市 が設置され、 妧 0 街 理 匆 地 推 61 か ら仮 理 進 神

災害廃棄物 0))処分

画

を策定した。

災害廃棄物 0 処 理 に 際 最初 0 段階 で最 も重 葽 なの は 仮置 置き場 の 確保 である。 阪神 間 に は、 幸 61

写真 185 仮置き場 供)

場

に

運び込まれ、

神戸

市などで、

非常手段として野焼きも行

われ

た。

路島及 竣工 ず、 物等の 置 せ 招 \$ た き 災害廃棄物の |き場を確保 混 解体や 二月、 また、 未利 合物 び 阪 神 が 用 %仮置 焼却 がれ 蕳 することができた。 0 月 大量不法投棄の 海 0 じき場 きの 処分され 市 0 面 段階では、 埋 町 運び出 に 立 に 搬 お 地 る際 入され が 15 しを急 て、 あ 事 受け入 0 つ 焼 例 b 四 た た。 天 却 た 61 が後を絶 つ とも、 れ このことは、 だため、 炉 力 め、 可 所 能 兵 0 (庫県は、 たなか 震災直 異 な量を上 五. 解体 物 万 0 平方 混 その :現場で った。 後は、 П 入 等 月 る廃 後 丰 また、 末 0 神 0 0 口 棄物 分別 間 処 戸 X 0 時 題 市 玾 1 倒壊 が を が 内 点 0 かなされ 仮 生 遅 な ル で じさ 建築 0 n を 仮 淡 未

可 燃物

0

処

理

に

際

L

ては、

県

内

の

市

町

が

治区

内で行

つ

た割合は

八

六

Ŧi.

%であり、

=

Ŧ.

%

は

域

外

夙

でも で処

府 0 Ŧī. 阪 他 きた分は 焼 理 の 神 却 さ 容量を確保 方 の __. 処 ñ 六市、 フ 災害 理 淡 エ 路 わず が ニッ 大震災 廃 行 近 畿圏 棄物 阪神高速道路 していたため、 か わ ク れ Ź 計 0 のうち不燃物 た 内 場 画 % 0 自区 自治 合、 にすぎず、 参照) 大阪湾広域臨海環境整備セン 写真 186 公団 体や 大阪湾 内処理の - 尼崎沖処分場 (持続可能社 受入先を確保することができたのは幸運であった。 の 会推進コンサルタント協会提供) 民間業者に の 尼 広域 仮設 処 崎 七二 ラン 献 害 R等から二八〇万ト 理 きを受け入れた。 南 n 沖と泉大津 アスベ Ė 倒 廃 臨 L |焼却炉での処理 に 摩耶 ۴ たと 棄物 壊した建築物 (V 関 海環境整備 第一 た神戸 よる委託処 五. L スト 評 埠 0 ては、 % 期 埋 頭 価 が 沖 対策 ,港港湾計 立 焼 0 され の処分場に 却処 量 埋 新港突堤 通常、 セ 立てとともに、 って 理 の 0 ンタ が 約 分であっ 解 11 ン 0 兀 画の に 体 る。 ほ 1 <u>T</u>. 埋 東地 刀口 達する災害廃棄物を受け入れたが、 か、 立 お (大阪湾フェ 改定を行 また、 撤 % 七 処分場の €1 たが、 去工 区 を占め 海 <u>%</u> て災害用として一五〇〇 0 上 六甲 事 埋 神 輸送や鉄道輸送 野 立 て 13 戸 そのうち、 0 7焼きの. 確 ニッ 際 お ての 市 アイラン 保 b, 既 ĸ 0 ク が 粉 ために、 に お 最大の 割合も二五 ス処分場。 震災 じん 開始され 同処分場は、 11 ۴, 既 7 南 設の は、 か に 課題となる。 ょ ア 5 コ 震災前 第 焼却 Ė ス ŋ ポ の ン . 八 べ 復 万立法 ク 1 4 一編第四 施設 IJ たポ ス 興 兵庫県と大阪 近 %に及んだ。 ĺ ァ ح ト か に イラ 大きく貢 れ 0 1 1 巻 ら予定さ で対応で 章

は

災

1 第 か

1

ル

一節

飛

散

が

系

が

ñ

ンド ・アイ

1

間 な 日 建 物 8 築物 規 解 月 十二日 る通り 題 つ 制 ととな たことを受けて、 か 体 開始)。 解 ら 三 肼 知を発した。 体 に つ 0 一次に 時 飛 建設業者 たため、 また、 散 の ア わ 防 たり 止 ス 阪 べ 環境中の 対 大気汚染防 神 倒 匹 月三十 ス 策 壊建 · ○ 社 1 に係る指針を策定したが、 淡路 飛散 解体現場におけるアスベスト 飛散防 写真 187 築物 ア 止措置(ひょう ご環境創造協会提供) 旦 スベ 対策 に対 大震災に 止法が ど が に た 本 0 ととも よる定点観測でも、 - 央区 建築物 環境 調 飛 導入 神 おけ スト に係る規 L IJ 査 散 戸 . の 八され 平 より 濃度 庁は、 では、 る使 市 T 0 定点で四 成 な 0 ス に 被災地 | 別定が 解体工 倒 八年 用実態 そ た。 べ お 制 兵庫 特に吹付けアスベストが除去されずに解体がされ け 壊 れ は ス ま ጉ るア ま 0 に L のア た 事等 改正 た建 が始ま 九 兵庫 調査を行 あ た 県と神 対 これ 平 本 Ź 策 ス 、スベ 震災直 . リ 早果条例 築物 ·時 べ され、 P 同 に の つ らは法的 徹 ス つい た 年、 0) ス 戸市宛てに、 スト ッ 数倍程 底を指示 ŀ べ 0 つ 0) ŀ 後 に 粉じん 吹 解 て作業実施 た。 は二 ス 建築基準 ル。 対策を考えるネット K 付け 体工 盛り込まれることとなる 1 拘 度の 民 兵 月六日のことであ な 0 東力の 示 一事等に 間 使 庫 お、 の — ア L 团 数 法 解 県 用 ス 大気汚染防 体 値を示してい その 体 般環境濃度は、 べ は \$ 0 に ない であ 対す 嵵 改 届 よるア ス 깯 ト 月 後、 正 出 0) 指針にとどまった。 /る規 Ź 飛散 され が に 環境 作業基 Ź 環 使 止法 ワ 制 べ 境庁 防 用 神 つ 1 監 た 吹 さ の が ス 戸 た。 止 ク」を 震災直 なされ 準 |指導をするよう求 視 敷 付 市 n 1 (平成: ととも (市内七定点のうち 地 研 け は 神 0 0) た 境界基準 組織 遵守 究 アスベ 飛散 五月 戸 八年 た現場 定 市 後、 所 に 等 規 平 が が に そ 模 成 行 間 て 住 ス 0 月十七 は の

規

制

ŀ

な

以 題

Ŀ ع

政

建築

後

七年

月

に 行

お

民

b

0

相次い 除 災害認定、 か 知するとともに、 されていた。 5 61 去を行 L て、 解 でい 非常 前 体作業従事者や、 記 つ た作業 あ 0 に 神戸 懸念は 高 る c V 61 、濃度 同 市では、 員は、 は 年五月 現 石綿 実の (ある例では、 近くで家屋等の解体を見守ってい ア 平成七年二月に解体作業を行う事業者に対し、 健康 もの には、 スベスト とない 被害救済法に基 解体工 . の ŋ 青石綿一六〇~二五〇本/リットル) 存 当 事におけるアスベ 在も知らず、 一時、 が づく救済の認定を受ける例が、 れ き処 粉じんマスクを着けて 理 に当 スト粉じん対策に関する指導指針を策定した。 た住民らのアスベ た つ た者が中皮腫 の アス アスベ ス 11 震災後 べ ト なか スト スト を発症 曝 露 つ -対策 が たと による健 ○年以上たってから、 検 出 の 61 I され 労災認定、 徹 う。 底に 康被 た。 害 つい のことか が が 公務 て通 れ L き

、震災直後のフロン放出対策

り 平成六年十二 兵 П 庫 収 県 に 処理のシステムはまだ立ち上がってい お 月に兵庫 11 て は 県フ 国 P П 他 ン 0 П 自治体に 収 処 先行 理 推 進協議会が設立され してフロ な 61 段階で阪神 ン の П 収 処理 た。 淡路大震災に直 しか の っための ï 協議会は発足し 仕組みを構築 面 Ü たば 震災 か りであ 0 前

5 から大気に放出されると予測した。 されることが予想され Ź を放出させてしまうとこれまでの苦労が水の泡になるという思 阪 口 神 ン 回 淡路. 収を行うべきであるという意見で一致した。 大震災のような大規模な自然災害の後に た。 当時, 県 協議 は 何 会関係者は、 6 0 対策も には、 講じ 震災直後とい 協議会事務局 な 通常時 61 場合 c s に から、 う困難な状況ではあるが、 には、 廃棄される冷蔵 の兵庫県大気課 緊急 六三ト 0 取組として、 ン j 庫 等の は、 の フ 震災直後 数倍 口 ン 廃棄冷蔵 この が b 震 0 まま 災廃 0 量 混 が 棄物 乱 庫 廃 フ 口 0 か 棄

会会員である兵庫県冷凍空調 行うことができた。 十七日までの 貸与を受けた。 から三○台が提供され、 でに延べ一〇〇〇人に上 始した。 中 Ċ 回 収 П 0 収 準備を進 間 に当 協議会関係者、 に 」たっ め、 倒 が 壊 たの れ き置場、 震災ボランティアの支援を受けて、 L П つ 被災地域でのフロン回収活動 (兵庫 は協 た事業所 収 た · 処理推進協議会提供) 設 県フロン回収 0 備工 県庁職員、 ため П 議会の会員とボランティ 収 特定 災 不燃物 n に 経 ン 0 基 かか 震災直 た 済産業省) 0 業会が回 61 0 0 0 ジ業務用 約 ため づ た頃、 車 フ 5 半年 口 四 処分場や路 両 後 П ン ボランティア の は 機材 後述 自 収規制 空調機器 後 %に相当する二五トンの 0 0 収体制を整えた。 が 混 П 動 千葉県市 軍 乱 収 協議会の 0 0 環境 上に は全国 確保も大きな課題 販売会社等 0 が 平 中 や冷凍機 置か 成 Ó で、 の保全と創造に関 アであり、 Ш 下での 努力により、 で初 八年七月から義務づけられることになっ 市 震災の翌月、 相当 れた約五〇〇〇台の冷蔵 に 結果、 器 め か 建設 ての フ から 5 量 口 作業に従事したボランテ 0 L 震災後 ものであり、 フロ であ ン 0 高 フ た破 ボ П フ 圧 口 収 二月十三日からフ 口 ランティ 容器は容器業界 する条例 ン つ ン 壊 たが、 類 を シ ン 処理プラント ステム 年 が П 回 回 収 0 収 ァ 全国 間 П が は 収され、 することが 活動 収装置 0 庫 に、 木 制定され 構築 の 難 か 自治: 推 か を 6 が終了し に 5 は イ 口 0 通 計 極 フ 送ら 数 メー 体 排 口 ア ン 商産業省 め できた (七月十七日)、 ĺ . の 応 た か 百 出 ン ~ら注! た。 ħ た四 0) が 0 本 П 力 収 め た。 の 1 几



写真 188

条例 目さ

どが

現

震

協

議 を

収

月二

無償

社

を開

月

震災前 年 0 協議会の設立に象徴されるような、 フ 口 ン回 収体 制 0 構築のた の は

支援措置

ξ

フ

口

ン

П

収

0

体制

構築に寄与した。

購 め 入 0 Þ 取 組 脱 が進められてきたからである。 フ 口 ン 化 0 ため Ó 空調機器導入に係る公害除去施設等資金融資及び フ 口 ン П 収 装置 の 購入補助 事業 (県が半額 利子補給等制 補 助、 度 フ 0 口 適 ン 用 П とい 収 \装置 つ た 0

成され 変動 政 大 自 廃棄型の 公対象 、まかに言えば、 関する条例の制定 環境の保全と創造に 動 車 問 7 題 の拡大」「行政分野の総合化」、 による大気汚染公害、 経済活動 e J 才 ゾ ħ 規制 層 が生じさせた、 5 破 環境基本法を制定した。 玉 Ó 壊問 的手法を中心とした公害防止行政と、 は 分野に. 問題とい 昭和 廃棄物問 加 四十二 (一九六七) 混えて前! 次のような環境問 つ た地 そしてまた、 題とい 記のような新 球規模の環境問題であり、 った日常生活 環境基本法制定の背景としては、 新し 題 年制定の公害対策基本法を廃止して、 L の対応を迫られたという事情 l V l V タ タイプ に起因する環境問題である。 イイブ 自然公園法制を中心とした自然保 0 の環境問 環境問題に対応するため もう一 **|題を包摂するとい** つは、 大量生産・ 生活 があ 排水による水質 従来の環境行政 る 平成五年 大量消 Ó う意味 護行 行行 つ 費 ÷ 政 で 政 手 0 か 汚 気候 大量 月に ら構 法 行 は 濁

平成五. 齋は 知 事に 藤行正・元大阪市立大学教授) るという知事の 本 桌 年 提出した。 に 十 お c J 月 て Þ 環境問 指 県環境局は、 示に従 前 記 題 のような新たな環境問 の諸 13 分野 を設けた。 この 条例 の学識経験 化の 提言を基に、 検討を行った。 同 懇談会は、 者 この委員 題 また他方で、 に対処するため 翌年四日 から成る この検討を踏まえ、 月 理念のみならず実効性のある実体条例 環境政策の 0 新たな環境政策 条例 づく 知 あり ŋ 事 Ó は 方に 検 の在り方に関 詂 平 関 が ·成六年十月、 進 する懇談会」 め 6 れ する た。 を 新 (座) 県 制 たに は 長

拡大」

が求められてい

たのである。

比

一較した場合の、

施策の総合性である。

本条例は、

公害防止条例、

自然環境保全条例、

全県全土公園化の

推

条例は、

次の

ような特徴を有し

てい

る。

第

は、

玉

0

環境政

策

0

基本的

な方向

性

を定めた環境

基本

法と

うる 条例 大量 創 推 L 政 お 画 制 造の た 策 と協 定する条例につい 進するため c J 環 生 な に 0 (仮称) ため 境政 に係る主 ある美 産 働 13 の に の 策 より、 あ 大量消 施策、 る美し 要な条例 0 0 基本的考え方について」 施 基本となる条例を制定すること、 e J 環境 費 策 環境を創造することを目的 自 ての基本的考え方を環境審議会に諮問した。 11 環境 |然環境の保全と創造の 自動 大量廃棄型の である公害防 適合型の社会の 車 0 創 公害防 造 地 止の 経済社会に起因する環境問 止 球 形 条例、 を知事に提出した。 ため 環境保全の 成を目指すこと、 ため 0 自然環境保全条例、 とし、 施策、 4 Ó 施策、 ため)具体的施策として、 「環境の保全と創造」 廃棄物減量化等 の 貴重 ②健全な環境を保全するととも 施策を盛り 同答申 な野生 題に対処するため、 同年十二月、 全県全土公園化 は 主 込むことを提言 の 1 都 物 ため 県民 を 種 市·生活型公害、 Ó 一体的 . の 保全の 事業者 同審議 施策、 0 推 に 県 ため 流 進に 推 会は、 民 進 行 域 事業者 すること、 の 関 の 政 に ず 答申 施 水 地 0 る条 環境 参 策 球 **邓環境問** 画 行政 と協 環境基本 100 例 0 (3) とりと 保 を 継 環 全と 題等、 働 0 を 境 参 承

また、 七 なくされた。 0 説 꽢 月十七日 華 崩 成 粉じん をする予定とな 七 15 年 全会 県では、 ア 月 十七 ス 致 べ で可 震災を踏まえた条例内容の見直し作業を行い、 ってい 日に ス ŀ は、 決され、 0 飛散 たが、 県 対 0 翌十 十七日未明に 幹部会議 策に係る規定を追加 八日 に や県議会与党に対 阪神 環境 0 淡路. 保全と創造 した上で、 大震災に見舞 L て、 に 同年 関する条例 十八 後述のとおり、 六月 日 わ れ に 0 は 臨 条例 県内 時 が 県議会に条例 公布され 前文の案を 制定作業は 0 市 町 に 対 单 L 案を提 部 断 て条例 修 を余儀 正

民

以族芸能

行

事

Ò

指定

と保存等を挙

げることが

できる。

境 境配慮、 て 行 進 の は 政 に 保全と創造に 関 正 0 強 する条例 面 公共 か み を生 6 施設 規定され を か 廃止 関 0 L す 修 うる施策、 ては 環境 景 吸 保全 仰す 良好 13 な な景観 る形 市 に 61 街 関 が 地 す で制定された。 ź 周 本 0 辺部 条例 形 施策をより 成 に に さらに は含まれ お け る緑地 包 本条例 は、 括 7 的 保全、 郷 11 に は、 規定す 土記念物 る環 地 工 境 域 政 るも 場 に 等 策 関する事務を包 の 指定と保全、 0 0 0 敷地 分野 とな の つ として 緑化、 7 61 括的 ふるさとの は、 る。 土石 環境 流 に 所 の 域 採取 管す 基本 に 緑·記念: お うる自 け 0 際 Ś に)水環 沿 お 0 物 環 61

各地 全国 定 は、 第 の で初 4 の自治体で環境基本条例としての性 境基本法のように、 な め 6 て自 ず 本 条例 動 法 車 的 は 0 拘 駐 束 理 車 力 念 環境 時 の あ 0 る実体的 みならず、 政策の ア 1 Ė ij 理念と指針を示す な規定も包含するも ング 格を持つ条例が 環境保全の ĺC 罰金を課 ため ね相次い 理 した点であ 0 念型 の 実体 となっ の で制定された。 的 \$ な規定を置 つ 0 7 が 61 多 る。 か つ 制 13 たが、 当 定 7 |時制 嵵 61 る。 本条例 定された条例 特 環 に 境 注 は 目 基 さ 本 理 れ 念的 に た 制 お の 定 な規 13 は 7

総化対策にも改立てよる、3人代。「日勤等を停止しし、栄養を取合して経験器・2才を後期する思思を延りし、栄養を取合して経験器・2才を後期する思思を延りし、栄養を取合しています。 は、微断器やステッカーでアイドリング・ストップ をのに作い、県アイドリング・ストップ接近本部 振の保全と物理に関する条例」が一日から維行され している環境保全上 第三に、 ング・ストップ 本条例 でいるとをは、みだめにす。 「日本軍・ハーとしている。」 日本軍・ハーとしている。 「日本軍・ハーとしている。」 日本軍・ハーとしている。 レは、 定着めざしPR 10万円以下の罰金」盛る きょう県の新条例施行 び 者が確定しているときと、 本 十万円以下の場合を得す。 な 十万円以下の場合を得す。 一の具体的 環境政 策 な問 上 0 展 課題 題 を広く定野させるため、同 を広く定野させるため、同 をご問が団体に協力を呼び かける。自治体や関係団体 の事には「アイドリング・ 開 に 対 本推那進 に対処するため 処する 写真 189 条例によ る全国初のアイ た ドリング規制に め ついて報じる新 0 聞 (朝日新聞 平 規定 の 成8 (1996) 年7 施策の 月1日) を置 間 定 ょ メニュ ŋ に係る規定はその € 1 0 条例 幹 7 線 ιJ る。 1 道 に 路 委任 を列挙するだけではなく、 沿 瀬 線 さ 戸 れ 内 0 大気汚染 た 海 に自然 例で 環境保全特別 あ 海 る。 浜 保全 騒音公害が また、 別 地 措 区 阪 が 法

面

0 指

直

きな 蕳 題 に な つ 7 c J たことか Š 自 動 車 公害

ょ 0 ŋ, 防 止 拡充された 0 た め 0 施 策に (十六年 関する規定も 月施 行。 置 後 述 か れ た。 自動 車公害防 止対策に係る規定は、 平 成 Ŧ Ė. 年 0 条例

L

が ように、 人と人との 発生した阪 策定された。 平 第 成 乪 年 工 六月 協 作 神 本 条例 物等 力 その後、 の 淡 に は、 重 路大震災は、 0 0 解 葽 制 (性とそれ 定目 本 体 平 条 工 成 事 例 前 十三 0 0 0 規定 際 が 私 時 年二 もたらす た の 期 に 粉じん・ ち に 月 基 発 に 自然 づく に策定され 生 成果 L ア た阪 施策を総合的 ス 0 の べ 畏敬 大きさを示した」 神 た ス } 淡 の念を失っ 路 0 大震災 飛 世 計 散 紀兵庫 画 対 ては 策を条例 的 の とい 経 に なら 長期 験 推 . う 進 を な 踏 す に ピ 文を追加した。 ジ 盛 る ま 13 た り込ん \exists と え、 め ン 13 本 う 戒め ·条例 に示され 兵 庫 を与える 0 県 また、 前 環境 てい 文に 基 前述、 苯 折



写真 190 ひょうご環境創造協会設立記念の集 い (ひょうご環境創造協会提供)

兵 庫 ひ ょうご環 県環境基本 境 計 環境 画 0 が 保 策定され 全 と創 造に 関 する 条例 が 目指 す 環境

適

合型

社

優先社会」

の具体化を図

るため、

そしてまた、

都

市

型公害や

暖

化

蕳

題

画

循

環

型

社会

0

変革

ح

11

つ

た課題に

に対応するため

Ŕ

平

成

Ŧ

应

年

拞

月

新

者 لح な 境学 \$ 5 造協会の発足 . う な 含 考え方に基づき、 習 け め P れ た 実践 ば あ な 5 活 5 10 な る主 0 動 形 を 61 継 成 体 を進 兵 そこ 続 が 庫 的 自 め 県環境科学技術 に ら る 推 の ため 環境 意思 進 す る主 に で環境 に には、 配慮 体 行 を設立 に セ L 配慮 政 た ン Ó タ 行 す みならず、 動 1 した行動 ることが 規 昭 節 和 0 匹 確立 をとるように \mp 県民 必 -七年五 要で を Þ Ħ 事業 あ 指 月設

が

開設され

環境学習の 立 を発展的 実践に役立 に改組する形で、 一つ情報 0 平成 発信等、 八年四月に、 県民の環境学習をサポートするために、 ひょうご環境創造協会が設立された。 協会に 「ひょうごエコプラ 平成九年八月 には、

られ に か 廃案とな 5 関する条例の制定 環境影響評価に 係る環境影響評価 7 開 た要綱 発整備事業等に係る環境影響評 つ た に基づき、 0) ち べ 環境影響評価の法制化という点において、 꽢 の手続に関する要綱」(平成三年十月施行)、「景観アセスメントマニュアル」(三年 ル 车 では、 環境影響評 か 5 昭和 閣議決定に基づく環境影響評価が実施されてきた。 価 五十六年に国会に上程された環境影響評価法案が五十八年に審議 が行われてきた。 価 の手続に関する要綱」 我が国は、 (昭和) 五十四年四 先進国 の中では最も遅れた。 [月施行)、 兵庫県 ゴ に お ル (V フ場 7 -四月施2 b の **未了、 開 従来 玉 行

平 環境影響評価に関する条例が制定された。 成 そ 九年に の 環境影響評価法が制定され、 玉 レ べ ル では、 環境基-本法 0 + 制定が 年に施行されることとなった。 .契機となり、 環境影響評 価 制 兵庫県におい 度の 法制 化 0 ても、 検 討 が 平 進 成 め 九年に られ、

Ŧi. 七 組を推進してきた。 年度対象事業からは、 的な取組 県の率先 %以上を、 年度に 県では、 環境の保全と創造に資する取組のために充てる 平成十四年には、 環境率先行動 自らの その割合を、 事 務事業で生じる温室効果ガスや 計 画 県が直接発注する総事業費 定の (ひょうごエコアクショ 例外事業を除き、 「環境創生五%システム」を導入した。平成十 ンプ 廃棄物等の Ŧi. %から一 一億円以上の公共事業について、 ログラム) 環境負荷 五%へと増やした。 を策定し、 低減 を図 段階的 るた め 積 工事 極 的 平 費 成 に 取

表 84 環境率先行動計画 数值目標

項目	数值目標
CO ₂ 排出量の削減	①県のCO ₂ 排出量を2010 (平成22) 年度までに1990 (平成2) 年度から 10%以上削減する。 ②この目標の達成に向けて、2000 (平成12) 年度までに、県職員一人 当たりのCO ₂ 排出量を1990 (平成2) 年度レベルでの安定化に必要な
	削減量の2倍の削減を図る。
廃棄物の減量化	可燃ごみの排出量を平成7年度実績から30%以上削減する。 特に、発生抑制のため、コピー用紙使用量(発注量)を平成7年度実績 から10%以上削減する。
水使用量の節減	水(上水・地下水)使用量を、平成7年度実績から10%以上削減する。
環境配慮型製品の 積極的選択(グ リーン調達)	①単価契約用品中、環境配慮型製品の購入量を金額ベースで、平成7年 度実績から20%以上向上させる。 ②コピー用紙におけるバージンパルプ使用量を平成7年度実績から20%
	以上削減する。 ③公用車総数の30%以上に低NOx車、低公害車を導入する。 特に自動車NOx法対象地域では、導入対象車種総数の20%以上を低 公害車とする。

(『エコひょうご』より引用)

関心 第三回 は 異ある責任」 年六月に京都議定書を批准したが、 的 東期間に達成すべき温室効果ガスの排出削 を基準年とし、二〇〇八年から二〇一二年までの第一 附属書Bに掲載された先進締約国について、一 九○年レベルに戻すことを努力義務として定めていた。 ついては、 を究極の目的とするものであり、 る危険な人為的干渉を防止する水準で安定化させること するため、 で開催された。 狗 対 地 対策の進展地球温暖化 の .東力ある義務として規定された。 高まり」 締約 九九〇年比で六%の削減義務を負うこととなった。 温室効果ガスの排出を二〇〇〇年までに一九 大気中の温室効果ガスの濃度を気候系に対す 国会合で採択された京都議定書に 等の基本理念を定めるとともに、 参照) 平 第二編第四章第二節七の 気候変動枠組条約は、 . 成 四 の 年に締結された気候変動枠組条約 第三回 0 締約国会合が九年 締約国 これに 「気候変動問 我 地 の 球温暖化を防 が により、 減 玉 「共通だが差 自 は お 標 九九〇年 平 先進国 (V 成 我 i が、 ては、 題 京都 が + 約 国 九 法 の

す

Ź 0

法律

地 め

球

温暖

策

が

制 地

定 球

さ 温

れ 温

同

法 策

温 苯

暖

化

策 絈

係 を

る

玉

地 地

方

公共

体

民 推

の 進

61

7

定

るも

0 化

で 対

あ

ŋ,

政 法 年

府

が

暖

化

対

策

0

基 は

方針

を

定 対

め

る に

きこと等を規定

1 团 化

7

11

た。

平

成 青 に

に

は 本

京

:議定書の

0

発効

に伴

こって改

正され、

が

京

都

議定

書が

択

ざ

れ

た 推

翌 進

我

が

玉

0

暖

化

忟

0

基

的

な

4

定

め

る

球

温

暖

対

策

0

関

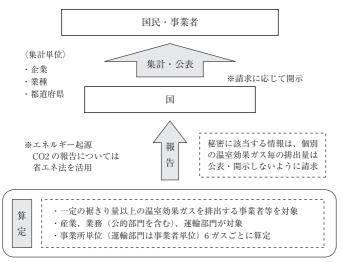


図 113 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の枠組み

管大臣

等に

報告

L

なけ

n

ばなら

な

61

が

追

加

さ

れ

事

,業所管大臣

等

は

ħ

を

集

計

公表 との

いする。 規定

事

業所

0

排

出

デ

1

タ

に

0

61

7

は

個

别

に

開

示

請

求

が

なさ

れ

た

場

(環境省ホームページを参照して作成) 年 n 温 都 几 チ 室 業 済 度 議 年 7 ャ 活 効 的 定 13 イ 事 動 丰 果 書 な ズ単位 業 法 ガ に か 目 な 所 伴 ス 標 つ 都 等ごとに 13 た。 0 達 とさ 排 温 成 排 室 そ 計 出 ħ た 効 出 規 0 画 果 制 後 削 を P 定 減 ガ 温 十年 ス 平 0 めることとされ 室 を多く 炭 た 成 効 改 素税 め + 果 IE. 0 Ł ガ に 排 実 P 车 ょ 劾 排 ス 出する者に に ŋ 0 的 出 同 事 排 な手法 量 法 た。 業 出 取 名単 は 量 引 改 同 対 を 政 は 位 正 法 事 規 府 Ľ 61 さ に 定さ つ フ れ は ラ 毎 た 所

る。 に は 所 か 事 6 の 算定 業者 排 出 さ 0 報告 権 れ る 利 温 利 公 室 益 表 効 が きき、 制 果 度 ガ は れ ス 3 0 事業者 場 排 出 [を除 量 0 に 把 対 き 握 L を義 自 開 5 亦 0 さ 務

事

実

施

体

制

を

強

す

る

た

め

S

ょ

うご

環境

創造

協

会

地

球

防

活

動

推

進

ン

タ

1

定

l

個

別

分

とし

て

6

ス

出

量

0

割 温

合 暖

が 化

特

に 止

大

き

13

ح

61 セ

う

本

県

0 に

事 指

情

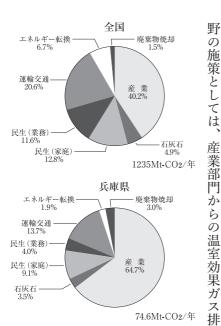
を踏

ま

え、

環

進 工 0) 0 け の 県たに ネ 導 んだ。 取 る 組 ととも ル 入 め お 拡 ギ を の け 促 大 1 施 る を 策 す に 0 暖 の 目 使 と 化 進 的 温 用 61 展 対 う と 室 0 策 情 効 合 L た電 果 報 理 n 本 化 的 ガ を改 気事 丰 ス に で 法 関 0 定 は 業者 排 0 す す 性 出 る る 平 15 格 量 法 新 成 ょ を 0 律 兵 八 開 b る 庫 年 省 新 つ 示 県 に エ 工 4 15 地 兵 ネ ネ 関 0 球 庫 法 ル で す 温 県 る ギ あ 暖 地 0 仕: 1 9 化 球 改 等 た。 組 温 防 正 0 4 暖 止 な É 利 ح 推 化 設 用 0 進 防 け ほ に 計 温 īŀ. 関 ることに か 画 地 暖 す 平 を 域 化 る 成 策 推 対 特 7 策 進 定 ょ 別 几 b, L 計 0 措 年 た。 強 画 に な 化 事 法 は 子業者 同 策 を 新 年、 自 定 再 的 工 生 に ネ 県 ع 排 可 発 す は 能 出 電 る 削 工 法 同 年 法 ネ 減 整 計 に 0 ル 0 備 は ギ 制 た 阃 定 8 0 が



注)統計誤差等により合計100%とならないことがある。

入

L

平

成

八

年

七 改

月

施

行

成

0

Ŧī.

年

15 た

\$

同

条

例

を

正

県

内

0

定 平

規

図 114 二酸化炭素排出量(平成8年度) (全国、兵庫県) (『環境白書 (兵庫県)』より作成)

対 定 境 に 的 規 に 0 届 模 保 行 出 温 全 以 わ を 室 求 n \vdash لح 創 効 7 0 め 果 造 施 61 3 る ガ 設 に 制 関 か ス 0 度 を 新 0 す 増 評 排 Ź 温 条例 価 出 設 暖 す 抑 を 化 るた 制 行 ア に 基 措 う セ め 置 づ ス 業 j に が 者 積 を 事 道 前 極

上 0 事 業 所 に 排 出 抑 制 計 画 0 作 成 等 を

以

L

務 まえた再生 新 (促進 ゔ 丘 け、 庫 県 に 地 以 つ 降 可 球 c V 温暖 ては、 能 対 工 象事 ネ 化 防 平 ル 成 楽所の ギ ıŀ. 推 Ì 九 年三 0 進 拡充や 導 計 月 入を促進するため、 画 に に 公表 基 ひ づ 私制度の く削 ょうご新エ 減 創 目 標 設等、 ネ + 0 達 几 ル 成 適宜 ギ 年 を図 七月にグ 1 見直 ピ ジ ŋ L \exists J I を行 ン 玉 0 を策定した。 ン つ て 長期 工 ネ c J ル る。 工 ネ ギ 再 1 ル 推進 さら ギ 生 1 可 需給! 能 ブ に 口 工 見通 平 ネ グラムを策定 成 ル ギ 士 1 を踏 年 0 導 0

震災後も、後に知事となる井戸 玉 たた。 際 本 県 工 X は ッ ク か ス ね セ て ょ ン タ ŋ 地 1 球 神 規 戸 模 Ġ 市 の の誘致活動が功を奏し、平成十一年にアジア太平洋地球変動 中 環 -央区) 境 間 が 題 を対 閉 鎖 性 象とする 水 域 Ó 研 環境保全に 究機 関 を誘 関 す 致 る調 L てきた。 査 研 震災前 究活 動 を開 0 研 平 究ネ 始 成 ッ 7 年 ト に ワ

た は



地球環境戦略研究機関関西研究セン 写真 191 ター開設式

神 機 0 成 研 0 ク 研 八年に設立され 究 ため A P N 戸 関 市 究 0 0 域 中 機 関 0 関 內 科 央 西 学的 包 研究 協 は の 力 0 事 平 根 セ 務局 た政 デー 拠 阪 成 ン 神 + タ 0 が 府間 確立 タ収 四 1 神 淡 年 が 戸 路 組織 集 を 同 (第 市 Ĭ 大震災記念 ľ 中 分析 標 である。 期工事 央区に 神 に 戸 交換、 市 ア 開設され ジ 中 平 + -成十三 ・央区に ア 人と防災未来 五 太平洋 能 年 力開 年 た 開 (第 は、 設さ 発を 地 A 域 期 推進するため、 P セ 地 れ に 工 球 N ンター」に入居 た 事 お 環境 は、 け に る 竣工 戦 政 れ 地 ら 三 略 策 球 した、 変動 策 研 究 平

他 方、 震災によって大きな被害を受けた神 戸 市 灘 X | 灘 浜 0 神 戸 製鋼 所 0

L

7

e J



電所

0

建

設

訐

画

は

環境改善の途上にある人口

1密集地

に、

大気汚染物

質

和六十三年)

後

\$

環境基準を達成

L

7

(V

な

13

地

点が見ら

れ

た。

石

炭

火

力

敷地

では、

玉

0

復興特定事業に指定された神戸製鋼

所の

石炭

火力発電

所

号機

一号機

0

建設

が

進

しめら

ń

た。

神

戸

市

南

部

は

か

つて深刻な大気汚

染

に

悩

まされ、

公害健康:

被害補

償

法

の

第

種

地

域

Ó

指

定区

域

が

解

除され

た

韶

写真 192 聞社提供)

保護の取組

す

るとともに、

に

つ

て

ιJ

に

され

て

61

る

ラ

オゾン層

出

源

を新設するとい

う

側

面をもつものであり、

この

事業に対しては、

付

近 0

住 排 発

民に よる反対 運動 オ ゾ が 長く続けら 層 を保護 するため ń に は、 フ 口 ン 類 0 製造 輸 入 を 規 制

業務 業者団 13 実 W ン 61 口 層保 施 だ 7 7 ン は は 類 0 用 後述 護対策」 家庭 体による先行的 確 が 0 保等 空 大気 前 用 の 調 述 自動 に ĸ 工 L 及び本節 ア 放 冷 関 たよう 公出され 車 す 蔵 コ ij る法 ン ・サイ 冷凍 な取 0 に 震災直後の 冷 な 律 機器 媒に 組を踏まえ、 ク 兵 61 7 ĺ 庫 ように、 法 D 含まれる に含まれ 県 ン フ 0 7 П D 取 -四年 収 ン П 組 破壊法。 るフ フロ この 放出対策」 収 が 制 玉 定 時 破 口 ン 全体 期 十三年 類 壊することが必要である。 ン に 類 に より、 参照)。 0 玉 に つ 仕 制 0 61 レ 組 定 べ 11 7 П みづくり は 兵 て ルでもフ 収 に 後述 (庫県をはじめとする先導的 は 市 より、 破 場 特 0 ァに 先行: 壊 家 定製品 口 の 出 力 電リ ン 仕 П 1 類 組みが 工 か 0 に フ た ア 係 П 口 イ コ 収 る ク 第 ン 構築された。 る製品 ンに 類 フ ル 破 口 法 編 0 含まれ 壊の 第四 П ン 平 こな自治は 類 収 成十年 含有 ため 章 0 第 る 破 П 体 の フ 収 壊 制定 節 法整備 口 及 0 0 Ë ン 75 取 取 の に 破 類 組 組 より、 に 壊 Þ 才 が に 進 事 0 0 つ

法リ サ 制 Ť イ イクル の ク ル す ることを義務 ま ず、 0 時 平 期 成 t IJ 年 づ サ け イ に た容 は ク ル 市 関 器 包装 町 捙 村 0 に 法 に より 律 係 な る分別収 分別 収 循 体集され 環 集及び 型 社 た 会 再 0 商 定 形 品 の 成 化 容器包装廃棄物を事業者 を の Ħ 促 指す 進 等に 法令 関 0 す 整 る法 備 が 律 急速 (容器包 が 引き に 進 取 装り W ŋ

国などが率先して再生品などの調達を グリーン購入法 推進 食品の製造・販売事業者、レストラン 食品 などに、食品残さの発生抑制やリサイ リサイクル法 クルなどを義務づけ 循 環型社会形成推進基本法 建築工事の受注者などに、建築物など 建設 の分別解体や建設廃棄物のリサイクル リサイクル法 などの義務づけ 環境基本法 家電製品の製造・販売事業者などに、 家電 廃家電製品の回収、リサイクルを義務 リサイクル法 づけ 平基 成 本的 容器包装の製造・利用事業者などに、 容器包装 13 分別収集された容器包装のリサイクル 年枠 リサイクル法 を義務づけ 組 月 み法 資源有効利用 ごみの発生抑制、リユース、リサイク 促進法 ルを促進 ごみの発生抑制と適正なリサイクルや 廃棄物処理法 処分を確保 図 115 循環型社会形成推進のための法体系

製造業者

が

引

り 0 0 時 コ

IJ

サ

イ

ル 61

す

ることを義務

づけ き取

る特別

定家庭

用 ク け に

IJ

Ý

1

ク そ

ル の

費用

支払

61

を義

務

るとともに、

そ

廃

家

電

に

つ

7

庫 13

テ

レ

ピ・

エ

ア

ン

洗

濯

機

に

つ 蔵

廃

棄

に

最

松終消!

(『エコひょうご』を参照して作成)

型 環 係 となる年 社 型 る資材 会形 袓 会 とな 0 成 0 再 推 形 資源 進 つ 成 基 た。 0 化等 本 推 法 同 進 に 年 に 関 向 建 に はする 設 は け 工 7 法 循環 事 画 期

定され

た。 化

また、

平

成

+

年

は

循 制

再

商

品

法

(家電

リサイク

ル

法

が 機 平 4 イク 成 十年 に は 定 の家 電 製品

ル 法 が 制 定され た。 続 11 て、 冷

品等 再使 ダ 成 が ル 自 再資源化を促進するため、 源 ことが 法 法 1 7 抑 律 動 画 0) (設リサイクル法)、 重 갣 を策定すること、 用 消 制され、 が は 0 0 0 改正 調達 費を抑 引 年 促進され、 時 0 購 再生利 拡 期 取 には、 され、 大 の に 入者に対し自動 りと再資源化を自動 生 並び 制定され 循環 推進等に 制 用、 産 使用済自動 資源 者責任 及び に製品等が循環資源となった場合にお 型社会形 熱回 食品 環)循環: た前 循環型社会の 関する法律 境 0 有 収 ~ 循環資源 使用 (使用 軍 的 記 の 成 車 効 容利 購 適正処分とい 負荷 な利 推進 0 0 済自動 川済み製品 諸法律の 入時 車製造業者等に義務づけるとともに、 再資源化等に関する法律 用 基本 用 が 0 (グリーン 形成を推進するために国 が行 にリサイクル料金を予め支払うことを義務づけた できる限 0 再生利用等の促進に関する法律 品 車 子法は、 促 0 の処理 に うち、 進に われ つ う処 ,購入法) () ない 関する法律 または処分に関 目指すべ り低減される社会」 7 理の 容器包装リサイク 力 循環資源につい 1 優先順位を定めた。 が制定されるとともに、 工 き ア いてはこれについて適正 に改称され (自動 コ 循環型社会」 ンに使用 が講じるべき施策等を規定した。 て、 (車リサイクル法) と定義し ル法、 ては適正な処分が 生 一産者が、 た。 され (食品リサイクル法)、 再資源化に要する費用 家電リ また、 廃棄物処 を、 Ļ るフ 財 再生資源 循環資源 政的 口 ノサイ が 玉 製品等 理 制定され、 が に循環的 及び 類 2循環型 法 ク 確保され、 が ル b 0 /または 工 に 大 法 廃 利 ア つい な利 棄物等となること 国等による環境物 社会形 幅 用 バ 自 使 に に 0 ッ て、 物 その 充当するため、 用 改 動 \$ 用 促 グ、 理 済 成 が 車 正 進 つ 発 的 自 後 行 され 推 て天然資 に 生 に 関 サ ゎ 動 進 相当程 抑 基本 する 車 イ れ 制 平 ク ッ . る 0

責任を課すことにより、

IJ

サイクルしやすい

製品の設計すなわち環境配慮設計を促すことを目的とした。

度

の責任

を負うとい

う政策アプ

口

1

チ

の考え方を採り入れ、

製造業者等に

使用

済製品

0

引

取

IJ

サ

イ

クル

0

務

ゔ

けるとい

う制

度が

設け

6

ħ

た

事業活 な てその容器 再生資源 資源循 ける取 本県に 11 c J もの う仕 動 環 お の に 組 0 葪 総 利 使用する原 みが をリ 再 用促 兵 用の 量 生 庫 設 0 サイクルするために特に 原に 進計 資 削 けら 促進を図る必要がある製品 源 減 お 0 画 に関 材料 ħ 利 c J た。 ても、 用 を定めた。 する基準 のうち、 等 とり 資 源 廃 わけ後者は、 棄物 0 再生 循 環境の保全と創造に関する条例に基づく制度としては、 (再生資源利用促進基準) 環 0 |資源を利用してい 回 的 減 収する必要がある製品 な利 量 (再生資源利用促進製品) 一化を目指 玉 用 のリサ を促進するため す取組を推 イクル法令を補う意味を持 な を知事が c J もの 及び が設定し、 の 進してきた。 回 や の総合的な 収促 b副産物(自動販売機で販売される製品 (進製品) な施策 のうち再生資源 定の事業者にその遵守を義 平 を指定することができる を計 成 つものといえる。 八年 画 的 亡 戸 に 知 として利用 進 に 事 め は が、 る で また、 た 県 ぁ 特に は

構 成十四 す 几 0 て、 県内 |想の主要施設の一つである「廃タイヤガス化リサイク 月 協 平 懄 本県に ひょうごエコタウ 成 に は、 年三 によ 十三 で発生した廃棄物のう 月には、 年 循 り、 お 環型 ける廃棄物 Ŧi. 廃棄物 月 社会 に ビジョ は ン構り の 0 形 最終処分量 前 • IJ ンの 想 成を推進するため 述 ŕ Ś L イクク た世 実施計 が環境省・ 広域的· 紀転 0 ル 半 対策の方向性を示す 画として「兵庫県廃棄物処理計 換期 減を目指すため な処理が 経済産業省 0 に 広域 お が必要なものに け 的 3 国 なリサ の承認を受けた ル の の 施設」(姫路市) 施策を展開することとされた。 循環型社会の 「ひょうご循環社会ビジョ Ź ゥ つい ル 拠点の ては、 画 (近畿では初、 形 は、 整備、 成 が策定され、県民、 前 に 述したように大阪 平成十六年七月に竣工した。 向 資源 けた法制 全国では 循環 ン また、 体制 が策定され 度整備を背景 八件目)。 市長、 0 平 構築を目指 -成十五 フ 事業者 エ 平 ッ

とする「ごみ処理

広域

化

詽 6

画

を策定

複数 計

市 期

町

備するとい

つ

た

広域

的 か

な処

事業を推進

た。

ま

を整

か

県

は

平

成十

年度

平

成 理

Ŧ

九年

-度を

画

間

等

が

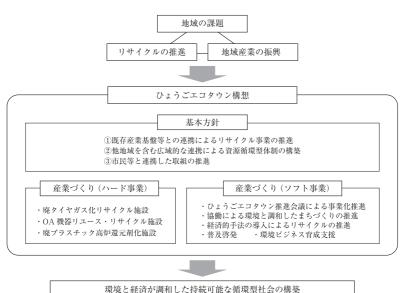


図 116 ひょうごエコタウン構想

(兵庫県ホームページを参照して作成)

路市 0 が セ 不足し 要請を受けて安定型処分場 ン でば タ 1 7 13 じ 0 13 る 指定を受け、 N 但 0 溶 馬 地 融処 域 理 に 市 お を 行 町 13 (但馬最終処分場) 7 か つ 地 た 6 b, 元建設業界 0

要請

に

により

姫

加

理

廃

棄 セ

1

最 終処

分場



写真 193 廃タイヤガス化リサイクル施設(ひょ うご環境創造協会提供)

き 物 ン 境 さ 61 処 クリ 理 処 タ れ 成 た。 ス 理 た兵 事 廃棄物 £ が 1 業に 法 行 エ 年 そ が 庫 イ に に 0 わ ·県環 設立 基

による

ほ n

か 7

561

計

画

を踏

まえ、県域での施設整備を進めることとした。

二 都市環境の改善に向けた取組

され は 償責任を認める判決が平成三年に下されてい を支払うこと、 自 である国 古 車 定排 動 排 沿道環境対策 道路公害訴訟と 後述する尼崎公害訴訟に先立ち、 損害賠償及び大気汚染物質の 第二~ 軍 「場を操業する企業一○社と、 てい 出 排 出 ガ そして、平成七年七月五日には、 た。 出 及 源 スの影響が大きくなってきたため、 四次訴訟判決前の平成七年三月二日に、 ガスと健康被害との から排出される硫黄酸化物との相 び阪神高 モ 1 原告らは解 タリ 路が 阪神 速道 ゼ 狭 蕳] 13 0)路 シ 瀬戸 決金 エリアに集中していることから、 公団 3 广内海 ン 因果関係を認めた最初の判決として注目された。 の — . の の進展に伴 排 国道及び阪神高速道路の管理者である国及び阪神高速道路公団を被告とし 責任を認める判決が下された 沿岸部 部を西淀川 大阪市西淀川区の住民らは、 出差止めを求める訴訟を大阪地方裁判所に 大阪地方裁判所において、 は、 1, た 阪神間では、 加的影響により健康被害をもたらしているとして、 発電所や工場、 、地域の環境再生のために使用することなどを内容とする和解 (西淀川大気汚染第一 大気汚染の原因として、 被告企業らが 自動車公害対策が環境政策・ 従来から深刻な大気汚染や自動 国道 (西淀川大気汚染第二~ 本県尼崎市、 解決金として原告らに三三億二〇〇〇万円 自動車 次訴訟。 四三号・阪神高速・国 工場等の固定排 排出ガスに含まれる窒素酸化物が、 第二 に提起し 大阪市、 編第四章第二節二 この間、 ており、 上の課題となって 四次訴訟)。 堺市 出 |道二号等の 被告企業との間 源 に 車 に加 企業 おいて発電 騒音等に の 道路管理者 えて、 「公害訴 本判決は の い幹線道 損 自動 悩 害賠 た で 所

原告らと道

路管

理

者

0

連

絡

0

設

置

は

沿道

環境改

善

0

ため

0

仕組

みづくりとい

う点

後

< け

道路公害反対

運

動

0

モ 0

デ 間

ル

となっ

た 会

大気汚染には責任 519人 12 39 差し止め請求放棄 億 9000 万円

を実践

ず

る活動を

展開

してきた。

第二

(

깯

八訴訟

判

決

0

後

は

厳し それ

e V

交渉の

末、

平

成十年七月二十九日、

玉

公団 次

との 6

間 た

でも

が

成立した。

原告らは、

第二~

四

次訴訟判決

で認め

れ

に賠償

金 和 に

西淀川公害訴訟の和解に ついて報じる新聞(朝日 新聞 平成7 (1995) 年3 月3日)

> 寸 域 が

は

阪

市 タ

西 1

淀

ĬΙΪ

X

に

お

(V

7

公害地:

域 八

の 年

再

生

の

た

め

0

調

査

研

苒

生

セ

ン

あ

お に

そぞら

財

団

が

平

成

九月に

設立され、

同

財

成立した。

同

地

域

お

ける環境再生の

ため

Ó

取

組として、

公害地

状 ため 施 5 غ 物 することなどを 国 質 0 施 \widehat{P} 策を 公団 М — 実施すること、 が <u>H</u>. 西 玉 淀 につい 公団 Ш 地 に 区 ての 写真 194 道 約 沿)路管理 道環 束させた。 測定手法を検討 境 者が関係機関 に 関 放 する連絡会」 棄 する代 れ 5 し国 0 ると連 和解 わ 道 ŋ に、 を設置 四三号沿道 携 条項 して総合的 は、 西 淀 Ш 13 に 沿道 ず 地 お 区 れ な環境対 環 61 \$ で 境 て状況把 画 0 改善 車 期 策 線 的 なも に 0 制 握 た 取 限 に着手すること、 め 0 ŋ を含む で Ō 組 あ 意見交換を 交通 つ たが 負 荷 微 削 と 毎 小 原 ŋ 粒 年 減 告 実 わ 0

原告ら 者 最 に 高 西 対 淀 裁 0 判 す Ш 健 第二 る 所 康被害は認定し 騒 は (音 平 九 次訴 排 成 ガ 几 訟判 年 ス の に なか 差 下 決 ż の 二 止 つ 請 れ たが、 \mathbb{H} た 求 は 控 後 認め 訴 平 騒音等による生活妨害につい 審 ·成七年. なか 判 決 つ (第 七 たが 月 一編第四 t 日 損 害賠償 に 宣第 は 節 玉 請 道 求 の て損害の賠償を命じてお 几 を 公害訴訟 一号線 部 認容し 訴 訟 0 た。 最高 照 لح 裁判 の 同 最 り、 様 決 高 が 道路 下さ 道 判 路 決 公害 管 n は 귤

3.5 国道場 最高裁、2億円余支払い命令 限 度 PROGRESSORY PROGR 超す生活 精神的苦痛を認定 被害

「国道43号線訴訟」 裁判決について報じる新 聞(朝日新聞 平成7(1995)

最高 年7月7日)

> が設 終結

> 置 後

言され

た。

その

後、

平

成十.

年三

月

に

は

玉 つ

道

四三

号

線

阪

神 絡

対

策請

求

原告

寸

関

係

自

沿

体、

玉

公

団

に

ょ

て 判

構

成

る連

に

関

L

道

路管理者の

責任を認め

た最

初

の

最

高

裁

決

کے

な され

つ

た。

訴訟

重 -線化に 着手し (建設当 蒔 車 写真 195 - 線であ つ 号の 談 を内 速道 たが、 沿道環境対策として、 路損害賠 容とする和 公害調停に 昭 和 Ŧi. 償 十七年から八車線となっていた)、 解 つ 請 () 求訴 が て、 括 訟 して 道路管理者が和 (第二次訴訟)、 平 成立 成六年十二 した。 月 自 解金 そ 動 0) 平成十. 上下 間 葯 軍 P 公害防 億円 、 年三 車 玉 線を は を支払うこと 止

任 を認め ぇ K ぬた神戸地裁 車 対 排ガスの差 ただけでなく、 Ļ 平 成 判決に 芷 千二 年 0 前 玉 損 記 月三十 道 害 0 兀 I 賠償 西 淀 号 責任 Ш 沿道 日 訴 を認 訟 神 Ŧī. 0 \bigcirc 戸 第二~ め 地 X たが 1 方 1 裁 几 判 ル |次訴 以 大気汚染物質 所 內 は、 訟判 に 居住する気管支喘息患者 道 決)路 P 管 应 や騒音 理 者 号線訴 国 0 及び阪神 差 訟最 正 請求 高 高速 裁 0 は 判 居 公団 認 決は、 住 め 地 て で 0 11 道 損害賠 なか Н 平 つ 均 償 理 た 値 責

0 た。 六

N騒音対 対

策

が 同

講じ

5

ħ か

また、

年

应

月

2ら夜

削

外側

車

-線を通行禁止とし、

吸音

板付きの

防音壁を全線

に

わたり

設置

[するなど

月

に完

成

削

減

する

玉

道

四

果関 動 車 係 排 出 が 認 ガ め ス 5 0 ń 差 たの 正 請 も初 求 を めてであった。 初めて肯定した。 ح n 裁 が 判 所 13 に わ お ゆ c s る尼崎・ て、 浮遊粒子状物質 大気汚染公害訴訟判 SP 決で \underbrace{M} **、ある。** ح 健 康 被 大気汚染公 害との 大

Ŧī.

m

g

m

以

Ĩ

0

浮遊粒

子状物質が測定される大気汚染を形成してはならな

(V

といい

. う

判

決を下し、

自

0

61 П

和 \mathbf{H}

期

に

な

13

7

和

解 に

玉 職業が提訴から12年 主な内容 厠 農態賠償請求は

新聞(朝日新聞 平成 12 (2000)

所や工

一場等の

[定発生源を操業してい

る関

置

電力をはじめとする企

0

被害を受けてい

、た尼崎

の

市民らは、

昭

和六十三年十二月、

発電

業九社及び

国

道 固

匹

号

阪神高速道

す

Ź

玉

阪神

高速

渞

写真 196 年12月1日)

尼崎公害訴訟の和解を報じる

公団

を被告として、

大気汚染物質の

排出差止)路を管理

めと損害賠償を求

め

たが、 大気汚染物質の排 国と公団 は 2控訴 出 「の差止 した。 請求を一 玉 と公 団 部認めたものである。 は 大阪高等裁判所 原告は早期解決を求め、 0 和解勧告にも応じなか っ 被告らに控訴断 たが、 同 裁 判 命念を求 所 は 第

十

年二

月 国

に

平

成 に

千二

年 で、

月

0

神

戸

地

裁

判

決

は

被告企業との

間

では、

延べ

九四

回

も及ぶ困

難な交渉を経

て、

平

成

裁判を提起した

(第二編第四章第二節二

の

「公害訴訟」

参照)。

この

うち、

残る被告

阪 和

神 解

高 が

速道 成立

路公団 した。

との関係

損害の

賠

即 \mathbb{H} [結審 Ļ 控訴 棄 却 (原告 勝 訴 の 可 能 性 が高 まっ た。 国と公団 は、 平 成十二年 十二月

議会を設置 条項では、 に応じた 沿道環境の 原告は 第 改善 審 に向 で認められた賠償金を放棄する代わりに、 けた 取 組を行うことを約束させた。 和 解条項 原告団 と国 に基 づく 公団とが参 沿道環境 改善 加 する協 0 た

用者に課金することによって交通量を制限することを内容とするものであるが、 、前記の 環境 口

は、 す め

利

ため

の 組

環境

口

1 玉

Ë 道

プライシング」

が平成十三年

 $\dot{+}$

から試行実施され

た。

本来

0

口

1

Ë 線

ブラ

ン

0

取

四三

号の真上を走る阪

神高速

神

戸

線 月

0

交通量を低

減

阪

神高

速湾

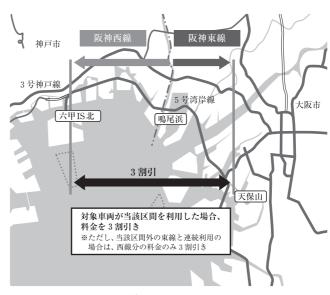
岸

の

迂

П

を促



環境ロードプライシングの概要 図 117

得

5 れ 玉

れ

ず、

原告ら

は

平 重 11 1 5

成

+

几 行

年 量

+

月 削

記

0

履

行を求る

め

公害等調整

委員

会に

つ

せ

W 和

0 解

申

(国土交通省近畿地方整備局資料より作成)

さ が あ

た。

か 7 の

大型

0

通

0

減 全

など

0 に

成 \$ は

果

7 自動 61 る .おける自動車運行規制 .車NOx・PM法と本 浮 遊 粒 字 状 物 法と本 質 ŝ Р 自 尼 M 動 崎 車 公 排 害 健 気 康 訴 ガ 被 訟 害 ス に に お 含 0 65 ま 間 て、 れ 0

に 0 立 項

関する合意が成立

した。

後、

十七

年

月

に

は

剣

車

削

減 つ

実 せ

施

0

た

め

0

調

査

てをした。

平

-成十

五年六月

に

あ

W

が あ

液成立

そ

果関 車 に か N 指定され、 係 5 O が X 認 出 さ め P 6 れ M n 対 法 る窒素酸 たことを 策 が 地 制 域 定され 内 化 物及び粒子状 に つ 使 た。 の 用 契機とし 0 本 本 -県南 拠 物質 が 部 て、 あ 0 0 る自 平 阪 特定地 神 成十三年 動 蕳 車 域 播 対 に 卉 策地 磨 お 月 地 け 域 域 る総量 内 0 61 で車 市 わ 町 100 0 検登 る自 は 削 録 減 動 自 L 等 Ē 動 車 に 車 c J 関 N 、る自動 N 0 す O る特 X 法 X 車 が 別 P 改 M 正 つい 法 され 法 0 7 対 (以 下 は 自

圳 自 動 大

域 動

車

とに

よっ

戸

線

の

迂

П

を促そうとするも

0

つ

た。 に

な

口 か

イ

ン

グ

お

61

先例 よう

が

な

b ۴

0

で ラ

あり、

玉 の

的 試

注

目 我 F,

プライシング」

は

湾岸

線

の

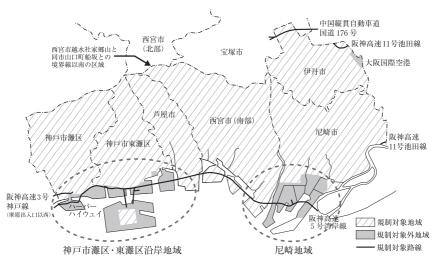
通

行

料金を割

ŋ

引くこ



行 保

規

制

を導

全と 問問

創造

に 決

関

す

うる条例

を改正

デ

イ +

1 Ŧi. 0 地

ゼ

ル

自

動

車 環

等 境

緷

ディーゼル自動車等運行規制区域 図 118 (ひょうご環境創造協会ホームページを参照して作成)

庫 ま

と

ば

間

対 た は

策

地

外

0

業者

不

公平

性 移

と す

13

つ

題

を

解

す 題 れ め

る

た

め

本 域 車

県 内

は

平 事 を

成

年

0

行

す か

動

車

流

入

車

に

つ 登

61

7

は

自

動

N 対

X 0

P

Μ

環 は

境改

0

入

重 が

Ė

含

め

た対

策

必要で

あ

n 車

滴

用 る

n

61

と

う

限

界

あ

つ

本

県 車

南 が

部 O

沿道

た

規 善 さ 自

制

逃 た な

0 に

め

に 流

検

登

録

対

策

域

外

に

同

法

に

基

出

基

に

適

合

するこ

とが

義

づけ

b

ħ

た。

L

対 づ

策

地 排

域

外

で 進

車

検

録

L

7

お

ij,

策

地

域

内

を

涌

戸 自 月 市 動 か 卜 灘 車 5 0 実 X よう 以 N 施 上 O 東 0 X な 灘 自 自 次ぎ、 区 P 動 動 重 M 尼 車 等 法 崎 全国 0 を 0 市 運 排 妆 行 で 西 象 出 規 宮 車 基 例 制 市 準 画 目 は 南 に لح で 部 適 L あ 東 合 苩 つ 京 阪 L 神 た。 屋 都 な 市 東 61 平 南 車 伊 成 部 0 両 丹 +批 規 総 市 制 Ŧī. 域 重 年 は な 神 量

0 妆

規

制 地

に

より とし

地

域

外

か +

ら流

入する大型

車 次

自

動 さ

車

N

O

X

象

域

て、

平

成

年

月

か

5

順

実

施

れ

義

務

づ

け

ら

れ

画

事

業認可

を行

つ

た。

これ

に

ょ

Ď,

+

地

0 開

発

P

建

築

に

つ

7

0

制

限

らされ

ため

住

再

建

が

難

な

つ

た被

災者も

多 物

つ

た

15 61

う。

ら が

は、 な

道

路 た

建

設

を前

提 宅

とする

なく、

環

ス

X か 建

ン

1

を ح

行

61 が

> 住 住

民 民

0

意

思

を

反

缺

L

た総

合的

なま

ち 0 困

ŋ

を行う

í よ う 境ア

神 セ

戸

市

に

求

め

た

同

市

は

要

請

を受け

入

'n

ず、

住

民

5

は

P Μ 法 0 対 策地 域 外 で 車 -検登 録 をし T 14 ・る自 動 車 に つ 61 7 b 自 動 車 N OX • P M 法 0 基 準 を遵守するこ が

道須路 磨 公害調 多 聞 停 が 神 され 戸 市 たが 須 磨 X そ 0 都 の 後、 市 計 元 画 号が 道)路 平 成 須 に 磨 変 多 うわ 艒 . る頃 線 ま 0 で 儿 計 須 画 磨 に 部 進 分 捗 は は み 昭 6 和 れ 几 士 な か 年 つ た。 に 都

大 期 7 な被 神 は 決 戸 害を ま 市 5 が 被 道 な 路 つ か 整 た。 9 た 備 震 を 災 進め そ か 0 後 る姿勢を見 5 わ ず 西 須 か 磨 力 地 せ たが 月 域 後 は 0 平 阪 住 環 成 神 境 七 年 淡 0 路 悪化 月 大震災 を で懸念す 神 K 戸 より 市 ź は 家 住 屋 須 民 磨 0 5 半 匆 0) 聞 数以 反対 線 b 0 上 建 が あ 設 倒 ŋ 壊 に 整備 か す Ź 平 か 方法 る 成 都 61 に ń 入 市 紸 時 計 つ

III BARA 離宮 阪神高速 3号神戸線 公園 須磨 多聞線 月見山駅 須磨 , 須磨寺駅 海浜公園駅 山陽 須磨駅 JR神戸線 須磨海浜水族園 須磨駅 図 119 須磨多聞線 (須磨多聞線西須磨整備事業資料を参照して作成) Ś は に

に

置

か

れ

た

調停

委員

会

が

紛

争

当

者

を仲

介

双

方

0

万.

譲

よる合意

を

で 0

Ź. 事

ح

平 組 害 調停)。 成 2 九年 0 あ 9 公 害 紛 月 調 争 停 処 県公害審査 ځ 理 は、 機 関 公害: 国 会に 紛 0 争 公 対 害等調 饥 L 理 公害 法 整委員会及び に 調 基 停 づ 0 < 申 行 請 都 政 を行 道 上. 府 0 県 つ 紛 0 た 争 公 台書審 第 解 決 査 0 次 会

仕

公

七 基 几 Ŧī. づ き紛 名 に 上 争 り、 0 解 決 規 模 図 る手 な 調 停 続 事 件 あ とな つ た。 0 調 停 な 事 お 件 ح 0 申 0 第 請 んは、 次 公害 実 調停 に

市

計

画

決定

は 後 に打 ち切りとなり、 場で争われることになる。 後の第二次公害調停 (平成三十年十二月に申請) も打ち切りとなっ た。 その後、 この

問

題

は、

訴訟

の

音による障

害の

防

正

|等に関する法律」に基づく騒音指定区域

Ó 範囲

が見直された

爭

成

十二年

四

月

に施

行。

騒 玉

際空港 空港騒 の 発展 沿 国 道 際 したた に 線 お 0 け (第二 移 る自 転等により、 編第四章第二節 動 重 ·騒音問 空港周辺地域 題 の二の 0 ほ か、 「公害訴訟」 本県では、 の騒音が改善され、「公共用 参照)。 大阪 国 b 冒際空港 つ とも、 0 平 騒 飛行場 音問 成六年 題 九月 周 が 辺 大規模 に に おけ 開 港し な訴 Ź 航 た 訟 空機 関 に にまで 西

禁止された ح ことになり、 成 (十六年九月) の ほ か、 低 (十八年四月からは、 |騒音機| 平成十七年四 に基づき、 材の 導入などの対策がなされてきたが、 騒音低減 月からは、 全てのエンジン三基以上の大型ジェット機の のために、 B 7 4 7 エンジン三基以上の大型ジ 400を除くエンジン三基以上の大型ジ 玉 0 「大阪! 運 玉]際空港 エ 航が禁止された)。 ット この今後の 機 0 運 の運 航 エ が 用 順 ッ に つ 機 c J 止され 0 て 就 爭 が

業員らが、 者であった)。 を支払うことを発表した が 死亡し、 中皮腫などアスベストに起因する疾病を発症しており、 このことが広く報道され 八人が 市 平 成 0 十七 同 療養中であること、 社 (死亡者七九人のうち七八人、 旧神 年六月、 崎 I 大手 場及び神奈川 ると 0 機 周辺住居に居住してい () 械 X わゆる 県 1 0 力 療養中の者 小田 Ī 「クボタショ であるク 原工場で働 ボ ・て中 八人のうち一 ック」)、 昭和五· タ 13 皮腫を発症した者三人に対 本社 てい アスベストを使用 十三年から平成十六年の た従業員、 五人が 大阪· 市 旧 浪 I神崎 速 退職者、 区 工 場で勤務 は L 7 ίĮ 請 兵 た他 蕳 庫 負 会社従 見舞 県 に 7 七九 尼 の 事 金 崎 た

国土交通省が造船業

業所に

おける被害の実態調査が行われることとなった。

平成十七年七月二十一日には、

関

係

0

ア

ハスベ

スト

による健康被害の

実態調

盤の

結果を発表した。

ア

Ź

べ

ス

ŀ

に

起因する疾病

に

罹患した者

事

Ш

事者

べ

ス

ょ

つ

救済

わ

塩

7

使

だ。

場

跡

全

ŋ

所に 0 7 1 0 崎 造船 健 配 対象とならない者もお な 吸 偶者 勤 人 康 釕 務 ゟ 被害を受けた者の 神 うち県内 していた者は一七人に上った。 戸事業所、 、作業服に付着したアスベ た者などに 0 江 事 しも広が 見工業所、 業所 ŋ 中 土壌汚染対策が完了 した粟賀南部地 写真 197 に (神戸新聞社提供) 域の水田 (三菱重工 は 玉 つ 7 特に、 わ 地 玉 同 染対策が完了し、 た に 河原冷熱工業) 等 問市 ストを洗濯 れ 的 法 お e J 企業による自主的 (第四 題 街地土壌汚染 るト (J ることが に 0 に 業・ ては、 鉛 基づく 再 市 の 編第 同 IJ 開 街 対処 神戸 地 年、 ク 六 発 五章第二 の そのような被害者の救済のための 、報道等に 事業所、 価 口 0 0 対策がすべて完了した 際 に 土 際 アスベ 口 ク に吸 勤 **遠汚染** 農用 工 口 に 南 本 務 部 県 節 『な補償、 チレ 引し 4 土 の二の アイ・ L 地 に ストによる健康被害は、 地 壌 より てい た可 水銀等の 域 お ン、 調 が 土 け 顕在化するケ 杳 壌汚染対策地域 世 エイチ 生 能性が高いとされた) た者は二〇人、 テト る農用 「アスベスト」 あ が 蕳 野の á 0 行 町 に ・ラク 重金属 13 わ 知ら 地 は、 ア れ 現朝智 伞 の 1 口 ħ 土 成十三年五月)。 P 来 労働者災害補 口 1 土 るように 参 壌 7 市、 工 ス 壌汚染が の指定が解 IJ 照 死亡者八四 汚染 チ が 金 ンユナイテッド ĺ 增 法整備 アスベ 属 神 や、 に ン 0 加 崎 な をはじめとする有機 脱 つ L 町 発覚する例 つ スト た。 e J 償保険 職 脂洗浄や溶剤とし に 除され た。 他 (現神河 向 場 人 て 方 0 とり 関 は け 0 T た検 法 連 吹 うち県 ス たことによ 相生事 町 事業 ح 口も 付 わ に べ が の 銀がか 基 け け ス 相 內 時 ア 谷ゃ が 1 の ¥業所、 次 従 土 行 工 期 に ス の

より、 平 とが多 5 L 命 地下水汚染も問題となってい 系化合物による汚染が問題となった。 骨の なか 成十 か っった。 制度が導入され 有害 61 年には、 ため、 市 街 物質を含む水の 地 未然防 士. **- 壌汚染** ダイオキ た。 止の シ 般を対象とした法制度は、 他方、 規定に加えて、 地下浸透が禁じられ た。 ン 類による汚染のみを対象とするダイオキシン こともあ 残土埋立て問題や 不法投棄への対処 地下水汚染に対する国 市 街地土壌汚染に係る浄化制度の導入は、 土壌汚染と地下水汚染は表裏の関係にあり、 るが 同 法 ってい 汚染物質を含んだ建設残 の 平 埋 建 たが、 成八年改正により、 設 立てや盛土、 平成十四年の 工 の 事 対応としては、 地下水は流速が で発生し 宅地 土壌汚染対策法の した土砂 汚染された地下水 土が投棄され 農地 遅 平 र् 成 類対策特別措置法 他の先進国と比べても遅 (建設残土) の造 元年の水質汚濁 希釈: 成や嵩上 有機塩素系化合物 拡散 制定を待 土 は、 壌汚染や の浄 も期 上げ等に Ш たな が制定され 化に係る措置 待できな 防 間 正 部 地下水汚 使 け 法改 'n による わ 0) れた。 谷 ば れ 正 な



写真 198 放置された残土 (神戸新聞社提供)

る 0

全国 では、 和 制 廃棄物処理法 染などの を行 Ŧī. 十五 の自治体に広がった。 建設残土の ってきた。 年)、 問題 都 の対象となる廃棄物ではない を引き起こすことがある。 道 府県 不 条例 ·適正 制 べ な埋 定 ル 0 では千 動 立て等に きは、 -葉県 対処するために、 市 町 こうし (平成九年) と解釈されてい 村 べ た建設残土は、 ル では千葉県 が 最初であ 条例等 る。 を制 各地 市 原則 ŋ Ш 定し の自治体 市 その が て規 後 丽

淡 お の未然防止などを目的として、「淡路地域における残土の埋立事業の適正化に関する要綱」 超えるヒ **谈路島島** 埋 本 61 め立てられ 県では、 許 素や鉛が検出された。 内では、 可 特に 制 度 7 淡路 西淡 や罰則規定を含む残土埋立てを規制する条例 c V た。 崱 地 県が平 域 (現南あわじ市)、 É お そこで、 成六年から七年に埋立 ίĮ て、 黒土」と呼ばれる建設残土が島外から 県は、 五色町 平成八年四月に、 (現洲本市)、 地 を調査したところ、 淡路市で、 が制定され 残土の埋立てによる土壌汚染や地下水汚染 その 他 部 搬入され、 の県内地域では、 0 埋立 地 土 を制定した。 で土壌環境基 取 ŋ 跡 地 Þ 田 また、 低 市 進 地

電製品 棄物の保管に タイヤ、 物及び廃棄物 適正な処理 後は一〇〇〇平方メートル以上) その 後、 15 であ 使用 関 の 平 する 防 関する届 つ 済 成十五年三月には、 には該当しな たといえる。 止 届 み家電製品 出 に関する条例」 制 出制 は、 平 は廃棄物処理法との関係で上乗せ規制にあたり、 e V (冷蔵庫、 成二十九年の廃棄物処理法改正の (したがって廃棄物処理 の土 が制定された。本条例は、三○○○平方メートル以上 残土対策だけでなく、 地に 洗濯機、 おける土砂 テレ <u>ا</u> 法が の埋立てに関し許可 エ アコ 適用され 不法投棄対策なども盛り込んだ ン 内容 な の 61 保管につ 使 (有害使用 用 制を導入するとともに、 済 11 いみ自動 廃棄物に て届芸 |済機器に関する規制) 出 車 義 あたらない 務を課り 使 (平成十九年の条例 角 産業廃棄物等 済 み た。 Ó 使 を先取 角済 自 産業 産 動 み家 廃 業廃 車 0 ŋ 甪 棄

す

るも

の

\equiv 豊かな海と森 0) 創

終末処理 か に 水質改革 Ĺ ഗ あった。 取 海 域 場 従前、 に で処理され、 点に 瀬 おける汚染状況は 戸 内 お 皮革 達成 海 (V て は ·排水により揖保川下流域は汚濁が著しか '環境基準 急速 高 度 に水質が改善した 成 横ば 0 長 健 期 11 康 に た であり、 項 深 Î 刻な水質汚濁 は 達 大阪湾では依然として赤潮が発生する年もあり、 足成され (第二編第四章第二節三の 7 お 赤 b, 潮 0) つ 発生 生活環境 たが、 に 境 悩まされ 平成六年五月から 項 瀬戸内海 Í に つ た。 の 61 水質污濁対策 ح て b 0 河 時 は 期、 Ш 排 で は また、 県 水 参照)。 改 茵 の 全量 善 の 傾 播 測 磨 L が 定 向

化学的i 県は、 係 瀬 る削 戸 総量 酸素 内 海 減指導要領を策定した。 萷 要求量 0 水 減 計 質改善の 画 (COD)を策定した。 ため、 窒素含有量及びりん含有量に係る総量削 瀬 また、 戸 内 海環境保全特別措置 県は、 平成十年に、 法に 瀬 芦 基 ,内海富栄養化対策推進計 一づき、 |減方針 環境庁長官 (平成八年、 (環境大臣) 十三年) 画 |及び窒素及び燐 が を受けて、 策定する

湾では環境

基

莲

未

0

地点も

見ら

れ

港 平 が、 新空港を泉州沖 神戸空港建設にかか 成七年六月に策定された る環境アセスメント の設置及び空港島を含む神戸 そ 0 後 神戸 10 建設する方針 市 は 港建設計 第 方針を転換 編 第 神 画 四章第二 港の港湾計 戸 は変更し 市復興 15 L つ i s 県行政ととも ては 節 なか 計 Ħ. 画変更に関する環境アセスメン 画 0 つ に たが、 11 瀬 つ b 神 たんは神 戸 に、 内 神 戸 空港 海沿岸部 空港建設を国 戸 空港 芦市 の 整備 の 長 建設自体 の埋立てが進む」 が 神戸 盛り込まれた。 に 対 市会が反対の意思を表 :は容認: トの手続が開始された。 L 繰り返し で述べ 要望 同年 阪神 たように、 した。 + 户 淡 路大 には、 明 玉 八震災 この L は 7 神 神 環境 後 関 戸 11 戸 空 空 西 た 0

空港島 その後、 ア セスメン 0 埋立 平 成 1 事業に 十年 は 玉 月 0 の 要綱 į, か Ď, ての (「運輸省所管の大規模事業に係る環境影響評価 平 環境影響評 ・成九年十月に制定された 価 が 行 わ れ た (空港建設反対運動と開 「神戸 市環境影響評価等 の実施について」) 港に至る経緯 に関する条例 に基づ に っ e J i, て て行 に は 基 わ 第五章 づ c J れ た。

第五節六 「空港施設の復興・整備促進」 を参照)。

ご豊かな森づくりプラン」 域については「「しそう森林王国の基本計画」(十二年)、「エコキャンパス・しそうの森プロジェクト」(十五年)、 再生 とらえ、 本県では平成六年度に「ひょうご豊かな森づくり憲章」 県民総参加の森づくりによる森林の保全を推進することとし を作成した。 丹波地域を対象とした 「丹波の森の長期指針」 を提唱 L 森林を県民共有 た。 平 成 (平成九年)、 £ 车 の に は 財 産とし 宍粟地 Ŋ ょ ń 7



写真 199 21 世紀の兵庫の森

り記念植樹事業 を本格が を推進 定し、 した 尼 会を設置し、 崎 を開始した。 の (先導モデル地区とし Ī 流域ごとに、 的 した。 |場跡地では「尼崎二一世紀の森構想」(十四年) といったプロジェクト に スタートさせた。 森 また、平成十二年から、「二一 Ш 県民・NPO等民間団体から成る森 海 て一六地区を設定)。 0 再生にか 平成十四年には、 かる施策や事業に総合的 世紀 また、 の兵庫の森づくり記念植樹 森 第 Ш 期新 Ш 海 再生プラン」 に ひょうごの森 取 海 り組むことと 再生流域協議 事業 を策

景観の破壊の防止 土石採取に伴う自然

然景観 本県では、 の破 とり 壊 が 問 b ij 題となっ 淡路島 て に お (V たが (V て、 (第二編第四章第 土 一砂採取 に伴う自

規制区域 芦屋市 北区 東灘区 灘区 阪急神戸線 阪神本線 東灘区役所 中央区 イランド 六甲フ 市営地下鉄 図 120 イノシシ条例に基づく規制区域 五年 け 県 豊 第五章第三 0 開 0 保護と管理 野生生物の また、 野

万本のご 催 植樹がなされ、 会場となり、 本県 で は、 自然再生の 淡路夢舞台」として二五 絶 滅 0 危 取組が行わ 機 に 瀕 L た れ 野

生

生

物

を把握

するため

に、

平

成

六の

「淡路地域の環境再生」参照)、

平成十三年に、

環境の保全と創造に関する条例の改正により、

土石

ロの採取

を行う者に対

知事が定める

「土石の採取等を行う者が遵守すべき基準」

砂 和

採 四 + 取

跡

地

約

二〇ヘクタール

が荒れ地となってい

淡路花博ジャパ

ンフローラ20

0

0

(平成十二年

年から大阪湾ベイエリ

アの

埋立 地

関西国

冒際空港 たが、

へ土砂を供給した一億六○○万立方メー

}

ル

0

Ĺ

の遵守を義務づけた。

また、

昭

野生下で絶滅したコウノトリについては、 郷公園 崗 6 K れていた。 盆 生 お に 兵庫 復 61 地 て繁殖、 が平 が 帰 最後 は . 県版レッドデータブックを改定した。 成 平 そのための施設としてコウノト 成十 + の生息場所であったことか 野生復帰 年に設置された。 Ė 年 に を目的とする事業が 成 功 を収 め コ た ゥ (第四 本県 Š ト ij ij 本 0

農山村人口

の減少に伴

13

人里と、

イノ

節

一の

コ

ウ

ノト

ij

の

野

生

復帰

科学的かつ計 食物を与えることなどが禁止された。 イ 四 市 創設された。 く増加した野 に シ 月、 ノシ より、 町でも、 あった。 ンシがい 「神戸市いのししの出没及びい シカ、サル、ツキノワグマなどが生息する森林との緩衝地帯であった里山の管理が衰退したことなど これらの動物と人間との接触の機会が拡大した。 このような背景の下、 野 県では、 たずらに人に慣れ、 生鳥獣の 画 生鳥獣、 凹的に個: 適正な管理のための !体数管理や生息環境の保全等を実施するための シ あるいはクマのように一 カ保護管理 平成十一年に鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律が改正され、 住宅地等に出没することを防止するため、 計画を平成十二年に、 の しし 様 か 々な取組がなされている。 部 らの危害の防止に関する条例」(イノシシ条例) の地域で著しく減少した野生鳥獣の地域個体群について、 イノシシ、 ッ キノワグ シカ等による農作物 「特定鳥獣保護管理計 マ保護管理計画を十五年 たとえば、 住宅地等で、 神戸市では、 野生のイノシシに の被害も拡大傾向 力 画 のように著し が に策定した。 平 の 制定され、 成十四年 仕組みが

第三節 文化復興と芸術文化の創造

震災からの文化復興

性の再認識 文化の重要 平成七 (一九九五) L たばかりか、 文化の担い手も大きな打撃を受けた。 年一月十七日に発生した阪神・ 淡路大震災により、 混乱と動揺から一 多くの文化施設 息ついた頃、 人々を が 漫損傷